

安曇野市危機管理課からのおしらせ

林野火災注意報運用が開始されます。

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け、**令和8年1月**から林野火災予防を目的とした「林野火災注意報」の運用が新たに開始されます。

従前の「火災警報」と組み合わせて、危険度に応じた注意報・警報の発令を行います。林野火災注意報や火災警報発令時は屋外での**火の使用制限**がされますのでご注意ください。

なお、屋外での火の使用制限については三九郎など伝統行事も含まれますので、発令時には延期・中止をお願いします。

■林野火災注意報発令時の広報について

林野火災注意報等が発令された場合は、消防署敷地内にのぼり旗を掲出し消防車両での巡回広報等を実施し周知します。

また、松本広域消防局では「災害情報メール」を配信していますので、事前に登録いただければ林野火災注意報等の発令をお知らせします。



◇災害情報メールの登録方法について

「災害情報メール」の登録は、右のQRコードを読み取って空メールを送信すると、松本広域消防局からメールが1通配信されますので、メールに記載のURLから利用手続きを行ってください。

既に「安曇野市メール配信サービス」に登録済の方はマイページのトピックから「火災情報」の配信を選択していただければ、新たに「災害情報メール」への登録は不要です。



問い合わせ先:危機管理課消防防災係 TEL:0263-72-6769

※ 裏面もご覧ください。

林野火災注意報発令中「たき火×」

令和8年1月1日から、林野火災注意報(新)を始めます。林野火災注意報や火災警報が発令されたら、屋外での火の取扱いは、できません。

林野火災注意報

前3日間の合計降水量1mm以下かつ前30日間の合計降水量30mm以下 もしくは、前3日間の合計降水量1mm以下かつ乾燥注意報が発表
ただし、降水が見込まれる場合又は積雪がある場合は、この限りでない。

火災警報

実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下で
最大風速7mを超える(見込み)、平均風速10m
以上1時間以上連続(見込み)



令和7年度防火ポスター最優秀賞 松本市立御嶽小学校 平林 立成さん

松本広域消防局・松本消防協会・松本広域防火管理連合会



＜松本広域連合火災予防条例で火の使用を制限＞

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

林野火災注意報は、努力義務を課すものです。一方、火災警報は、「火の使用の制限」に違反した場合、罰せられる場合があります。(30万以下の罰金又は拘留)

条例に定められた「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」を作成し消防署に届け出なければなりません。

たき火、枯草焼き、畔焼きなどは、事前の届出が必要です。様式は、松本広域消防局HP(申請・届出・火災予防条例関係)からダウンロード、又はQRコードから入手してください。

